

新潟市高齢者あんしん連絡システム事業実施要綱

新潟市高齢者あんしん連絡システム事業実施要綱（平成８年４月１日施行）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この要綱は、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、簡易な操作で通報することができる装置（以下「緊急通報装置」という。）を貸与し、急病、その他の緊急時に迅速な対応ができるよう体制等を整備すること（以下「事業」という。）、併せて定期的な安否の確認と各種の相談に応じることにより、当該高齢者等の日常生活の安全の確保及び精神的な不安を解消し、もってその福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条 事業の実施主体は、新潟市とする。

２ 市長は、事業の一部を民間事業者等に委託することができる。

（救援等の方法）

第３条 緊急通報装置による通報（以下「緊急通報」という。）により行われる救援等（高齢者等の居宅に出向きその態様を確認、当該高齢者等の状況に応じた救援活動及び関係機関への連絡その他必要な措置を行なうことをいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

（１） 受信センター（緊急通報を受信することができるよう緊急受信機器を備え、かつ、緊急通報を行った者の求めに応じ相談対応及び職員の派遣（受信センター以外から派遣される場合を含む。）を行う施設。以下同じ。）による対応

（２） 協力員（緊急時に速やかに救援等を行える者であって、あらかじめその者の同意を得て市に登録されているものをいう。以下同じ。）による対応

（対象者）

第４条 事業の対象者は、市内に住所を有する６５歳以上の者（重度の要介護状態にある者又は医師による治療を必要とする者等、定期的に安否の確認等を要する者に限る。）であって、当該者の属する世帯の世帯員がすべて６５歳以上又は６５歳以上の者及び障害者（障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項に規定する障害者のうち重度の者に限る。）により構成されているものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、保険医療機関（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３条第３項第１号に規定する保険医療機関をいう。）、介護保険施設（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２項に規定する介護保険施設をいう。）、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２９条第１項に規定する有料老人ホームをいう。）その他社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に基づく社会福祉施設等に入院・入所等をしている者及びこの事業による緊急通報装置が既に居宅に設置されている者については、貸与の対象者としなない。

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、高齢者福祉サービス申請書（別記様式第1号）に高齢者福祉サービス調査表（別記様式第2号）を添付し、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、原則として協力員2名以上を指定した上で行うものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、申請者の生活状況等を調査のうえ、緊急通報装置の貸与の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、緊急通報装置の貸与の決定及び第11条第2項に規定する負担額は緊急通報装置貸与決定通知書（別記様式第3号）により、緊急通報装置の貸与を認めない決定をするときは緊急通報装置貸与却下通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(機器の貸与)

第7条 市長は、前条の規定による決定をした場合は、当該決定により緊急通報装置を利用することとなる者（以下「利用者」という。）に対し、速やかに緊急通報装置の貸与を行わなければならない。

2 利用者は、前項の規定による緊急通報装置の貸与を受けたときは、緊急通報装置借受書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(台帳の整備)

第8条 市長は、利用者に関する事項を記載した台帳を作成し、保管するものとする。

(事業の運営体制)

第9条 市長は、受信センターを設置するものとする。

2 市長は、利用者からの緊急通報を受信した場合は、第5条第2項の規定により登録した当該利用者に係る協力員に当該利用者の態様の確認その他必要な救援等を要請するほか、必要に応じて受信センターから職員を派遣し救援等を行うものとする。

(協力員の責務)

第10条 協力員は、利用者への救援等を行った場合は、当該救援等に関する結果を受信センターに報告しなければならない。

2 協力員は、事業を実施する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。市への登録が解除された後も同様とする。

(費用負担等)

第11条 利用者は、別表に掲げる区分に応じ緊急通報装置の貸与に係る費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により利用者が負担する額（以下「負担額」という。）は、第5条第1項

の申請が行われた日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日が4月から6月までにあつては前年度）における当該利用者及び当該利用者の属する世帯の世帯員の市民税の課税状況をもって市長が決定するものとする。

- 3 負担額の支払期間は、前項の規定による市長の決定のあった日の属する年度の翌年度の6月末日までとし、7月以降の負担額は当該利用者及び当該利用者の属する世帯の世帯員の翌年度の市民税課税状況により算定するものとする。この場合において、6月末までの負担額と7月以降の負担額が異なる場合においては、利用者に対し緊急通報装置負担額改定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。
- 4 利用者は、市長に対し負担額を支払うものとする。ただし、第2条第2項の規定により事業の一部が民間事業者等に委託されている場合には、利用者は当該負担額を当該民間事業者等に支払うことができる。
- 5 利用者又はこれと同居する者の故意又は過失により緊急通報装置が故障し、又は滅失若しくは紛失した場合の修理又は新たな緊急通報装置の調達に要した費用は、利用者の負担とする。

（緊急通報装置の管理）

第12条 利用者は、緊急通報装置の使用にあたり、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

- 2 利用者は、緊急通報装置を事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し又は担保に供してはならない。
- 3 利用者は、緊急通報装置の保守点検がある場合は、これに協力しなければならない。
- 4 利用者は、緊急通報装置を緊急通報以外の目的でみだりに操作し、通報してはならない。

（変更・廃止等）

第13条 利用者は、第5条第1項の規定により申請を行った内容に変更が生じたときは、変更となる事項を市長に届出なければならない。

（利用の取消等）

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の決定を取消すとともに、第7条第1項により貸与した緊急通報装置を返却させるものとする。

- (1) 第4条第1項に定める対象者に該当しなくなったとき
 - (2) 前条の規定により利用者から利用廃止の届出があったとき
 - (3) この要綱の規定に違反したとき
 - (4) 虚偽の申請により不正に緊急通報装置の貸与を受けたとき
 - (5) 正当な理由なく第11条の規定により負担する費用の支払を怠ったとき
- 2 利用者は、緊急通報装置の返却とともに緊急通報装置返却書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の新潟市高齢者あんしん連絡システム事業実施要綱（平成8年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）の規定により受けた緊急通報装置の貸与の決定は、改正後の新潟市高齢者あんしん連絡システム事業実施要綱（以下「新要綱」という。）により受けた貸与の決定とみなす。この場合において、旧要綱により貸与の決定を受けている者の費用負担は、新要綱第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

高齢者福祉サービス申請書（その他）

（宛先）新潟市長

次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

台帳作成	☐ 新規
------	-----------------------------

※申請者が対象者本人の場合は、氏名欄のみ記入してください。

フリガナ		生年月日	
本人又は申請代理人氏名（自署）		本人との関係	
申請代理人住所	〒 電話番号		

対象者	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所	〒 電話番号		

申請するサービス項目の□にレ印をつけてください。

☐ 緊急通報装置の貸与

☐ 位置検索端末の貸与

私（対象者本人）は、次の1～3に同意します。

- 私の介護保険被保険者台帳、介護保険受給者台帳及び高齢者サービス受給者台帳を市関係機関の職員又は下記の申請受付事業者が閲覧すること
- 私及び私の属する世帯全員の市民税課税状況及び生活保護受給の有無（期間）について、市関係機関の職員が閲覧すること
- 用具搬入業者に高齢者サービス受給者台帳情報の一部を提供すること

個人番号

本人又は申請代理人（自署）	
世帯員（自署）	
世帯員（自署）	

申請受付事業者記入欄

市事業者コード		県指定事業所番号	
事業者名 所在地・連絡先	〒 電話番号		

介護保険被保険者番号

(別記様式第2号)

高齢者福祉サービス調査票 1

★がついている見出しは必須項目です。必ず記入してください。

被保険者番号

調査実施日 年 月 日

★1. 連絡先

☐ 新規又は変更有 ☐ 変更無	
フリガナ	生年月日
氏 名	性 別 対象者との関係
住 所 〒	電話番号

☆2. 主治医情報〔貸与品目のみ記入〕

氏 名	医療機関名
所在地 〒	電話番号

★3. インフォーマル・サポート

☐ 1. 独 居 ☐ 2. 高齢者のみ世帯 ☐ 3. その他の同居世帯	
親族や友人等の支援	☐ なし ☐ あり
	☐ 3 毎日訪ね、日中一緒に生活する、または夜泊まる ☐ 2 毎日1回以上訪問 ☐ 1 週1回以上訪問 ☐ 0 訪問回数は週1回未満
同居者の身体レベル	☐ いない ☐ いる
	身体レベル ☐ 3 元気で買い物も可能 ☐ 2 体力低下があり、室内掃除や炊事なら可能 ☐ 1 身辺自立はOKだが、家事や介護は困難 ☐ 0 要介護状態
	家事レベル ☐ 3 家事全般が行える ☐ 2 一部できない ☐ 1 何もできない（しようしない） ☐ 0 要介護状態
	時間レベル ☐ 3 基本的に在宅 ☐ 2 週2回以上、半日以上不在 ☐ 1 週5日以上、1日不在 ☐ 0 ほとんど不在

※ 「いる」場合は、身体レベル・家事レベル・時間レベル各々の該当部分にチェックする

☆4. 日常生活自立度について（それぞれ1つ）

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	☐ 正常 ☐ J1 ☐ J2 ☐ A1 ☐ A2 ☐ B1 ☐ B2 ☐ C1 ☐ C2
認知症高齢者の日常生活自立度	☐ 正常 ☐ I ☐ IIa ☐ IIb ☐ IIIa ☐ IIIb ☐ IV ☐ M

☆5. 火の取扱いに関する項目

火の始末や管理ができないことが

☐ 1. ない ☐ 2. 1ヶ月に1回以上の頻度である ☐ 3. 1週間に1回以上の頻度である

※★がついている見出しは申請するサービス項目により、必須となる場合があります。

高齢者福祉サービス調査票 2

★がついている見出しは必須項目です。必ず記入してください。

被保険者番号 調査実施日 年 月 日

☆ 6. 緊急通報装置要件（定期的に安否確認を必要とする健康状態・既往歴）

- ☐ 脳血管障害 ☐ 内臓疾患 ☐ 高血圧 ☐ 肺疾患 ☐ 骨疾患 ☐ 糖尿病 ☐ 眼疾患
- ☐ 心臓疾患 ☐ 精神症状 ☐ ガン ☐ 難病 ☐ その他()

☆ 7. 緊急通報サービスの協力員 1

☐ 新規又は変更有 ☐ 変更無	
フリガナ	生年月日
氏 名	性 別 対象者との関係
住 所	〒 電話番号

☆ 8. 緊急通報サービスの協力員 2

☐ 新規又は変更有 ☐ 変更無	
フリガナ	生年月日
氏 名	性 別 対象者との関係
住 所	〒 電話番号

☆ 9. 緊急通報サービスの協力員 3

☐ 新規又は変更有 ☐ 変更無	
フリガナ	生年月日
氏 名	性 別 対象者との関係
住 所	〒 電話番号

※☆がついている見出しは申請するサービス項目により、必須となる場合があります。

調査補足事項（OCR読み取り対象外）

（緊急通報装置及び福祉電話）

*要件確認の補足

- ☐ 要介護状態にある又は慢性疾患等があり医師による治療を受けている
- ☐ 定期的に安否確認が必要な状態にある

（緊急通報装置のみ）

*緊急通報装置を取付ける電話機に付属する機器・機能の有無の確認

- ☐ 有 ☐ 留守番電話
- ☐ 無 ☐ FAX
- ☐ 不明 ☐ 通話録音装置
- ☐ その他 ()

新潟市長

(担当)

緊急通報装置貸与決定通知書

先に申請のあった緊急通報装置貸与について、下記の通り通知します。

決定内容			決定年月日		
対象者氏名			給付等区分		
対象者住所					
用具名 形式等	緊急通報装置		納入業者 連絡先等		
価 格		搬入月（円）	翌月以降（円）	備 考	
	利用者負担額	円	円		
	公費負担額	円	円		
	合計	円	円		
注意事項	1 給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供したりすることは禁じられています。 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。 3 貸与用具は、費用の一部を直接業者に支払うことが条件であるため、利用者負担額については、必ず支払ってください。 4 貸与用具の利用者負担額については、業者が実際に搬入した日付によって変更される場合があります。 5 貸与用具は、毎年7月に世帯の市民税課税状況をもとに利用料を改定します。				

新潟市長

(担当

)

緊急通報装置貸与却下通知書

先に申請のあった緊急通報装置貸与について、下記の通り通知します。

決定内容		決定年月日	
対象者氏名		給付等区分	
対象者住所			
用 具 名 形 式 等	緊急通報装置	納入業者 連絡先等	
価 格		搬入月 (円)	備 考
	利用者負担額	円	
	公費負担額	円	
	合計	円	
注意事項	1 給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供したりすることは禁じられています。 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。 3 貸与用具は、費用の一部を直接業者に支払うことが条件であるため、利用者負担額については、必ず支払ってください。 4 貸与用具の利用者負担額については、業者が実際に搬入した日付によって変更される場合があります。 5 貸与用具は、毎年7月に世帯の市民税課税状況をもとに利用料を改定します。		

(別記様式第5号)

緊急通報装置借受書

(あて先) 新潟市長

新潟市の決定により上記の用具を借受しました。
利用者負担額のある場合業者あて支払います。

対象者または親族

年 月 日

新潟市長
(担当)

緊急通報装置貸与廃止通知書

先に申請のあった緊急通報装置貸与について、下記の通り通知します。

決定内容		決定年月日	
対象者氏名		給付等区分	
対象者住所			
用 具 名 形 式 等	緊急通報装置	納入業者 連絡先等	
価 格		搬出月 (円)	備 考
	利用者負担額	円	
	公費負担額	円	
	合計	円	
注意事項	1 給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供したりすることは禁じられています。 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。 3 貸与用具は、費用の一部を直接業者に支払うことが条件であるため、利用者負担額については、必ず支払ってください。 4 貸与用具の利用者負担額については、業者が実際に搬入した日付によって変更される場合があります。 5 貸与用具は、毎年7月に世帯の市民税課税状況をもとに利用料を改定します。		

(別記様式第7号)

緊急通報装置返却書

(あて先) 新潟市長

新潟市の決定により上記の用具を搬出しました。

対象者または親族

年 月 日

新潟市長

(担当)

緊 急 通 報 装 置 負 担 額 改 定 通 知 書

現在ご利用中の緊急通報装置の負担額については、毎年7月に世帯の市民税課税状況をもとに、利用料を改定することとなっております。
については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 対象者氏名

2. 用具名・型式等
緊急通報装置

3. 納入業者連絡先等

4. 対象期間

5. 負担額内訳（月額）

	今回決定額（円）	従前の額（円）
利用者負担額		
公費負担額		
合 計		

6. 変更理由

7. 備考

8. 注意事項

- ①利用者負担額がある場合については、業者に必ずお支払いください。
- ②貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供したりすることは禁じられております。
- ③②に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらう場合があります。
- ④負担額については、月途中で解約した場合、変更になる場合があります。

別表（第 11 条関係）

新潟市あんしん連絡システム事業利用者負担額表

費用負担の区分	利用者負担額 (月額)
世帯全員が市民税非課税である場合	0 円
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯	
世帯員のうち市民税均等割が課税されている者がいる場合	550 円
世帯員のうち市民税所得割が課税されている者がいる場合	1,100 円

ただし、月の途中から貸与を開始又は終了する場合の費用負担月額は、開始日とその月の 16 日以降である場合及び終了日とその月の 15 日以前である場合は、2 分の 1 の額とする。